

令和2年度 日光市立大沢中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめをうけた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えると共に、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。

大沢中学校では、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進すること目的に、日光市その他の関係者の連携のもと、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という)第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及び対処(以下「いじめの防止等」という)のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定する。

	目 次
1 いじめ防止の基本方針	2
(1) いじめの定義	
(2) いじめ防止に対する大沢中学校の考え方	
(3) 「いじめ」防止対策の基本理念と学校の方針	
2 いじめ防止の基本体制	2
(1) いじめ対策委員会構成	
(2) いじめ対策委員会の運用について	
3 いじめ防止のための取組	3
(1) 未然防止に関すること	
(2) 早期発見に関すること	
(3) 初期対応に関すること	
4 関係機関との連携	4
(1) 地域・家庭との連携の推進	
(2) 関係機関との連携の推進	
5 年間計画・学校行事	4

1 いじめ防止の基本方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であり、行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」

(2) いじめ防止に対する大沢中の考え方

①	「いじめ」は絶対に許されません。 → 「いじめ」は絶対に許されない・いじめる側が悪いという認識を持ちます。
②	「いじめ」はどの生徒にも起こり得ます。 → 「いじめ」はどの生徒にも、どの学校にも起こり得るという認識を持ちます。
③	「いじめ」の未然防止が重要課題です。 → 「いじめ」の未然防止が、すべての学校・教職員の重要課題です。

(3) いじめ防止対策の基本理念と学校の方針

〈1〉 いじめ防止対策の基本理念

①	いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得ます。
②	いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではありません。
③	いじめは大人には気づきにくい所で行われることが多く、発見が困難です。
④	いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っています。
⑤	いじめはその行為の様態により、暴力・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触します。
⑥	いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題です。
⑦	いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っています。
⑧	いじめは学校・家庭・地域社会が連携し合い、一体となり取り組む問題です。

※ 以上の項目を受け、以下のように未然防止・早期発見・早期対応に努めていきます。

〈2〉 いじめ防止に向けた学校の方針

①	全教育活動を通して、全生徒が健康で安全な学校生活を送れるよう学校作りを目指します。
②	生徒の発達段階に応じて、いじめを防止する取組が出来るよう指導・支援していきます。
③	未然防止に向けて、発生時には保護者・地域・関係機関と連携して迅速に指導にあたります。
④	実態把握に努め、校長のリーダーシップのもと、組織的に対策に取り組みます。
⑤	相談窓口を明示し、定期的なアンケート・相談を実施し、日常的な生徒の実態把握に努めます。

2 いじめ防止の基本体制

(1) いじめ対策委員会の構成

校長（委員長）・教頭（副委員長）・教務主任・生徒指導主事・各学年主任・教育相談担当
養護教諭・特別支援コーディネーター・（必要に応じ）スクールカウンセラー・他教職員（担任）

(2) いじめ対策委員会の運用

①	学期に1回程度、定例の委員会を開催します。
②	いじめ事案の発生時は、至急に委員会を開催し、具体的対策を検討し、対策の核となります。 事案に応じて、職員会議を開催し、周知徹底を図ると共に適切な対応ができるようにします。
③	既存の生徒指導部会・学年会議・学年主任会議と連携を図ります。
④	重大事態発生の場合、他機関と適切な連携を図れるよう、連絡調整の役割を担います。

3 いじめ防止のための取組

(1) 未然防止に関すること

①	道徳教育の充実	・道徳性、道徳的実践力の醸成に努めます。 ・道徳教材の活用に努めます。
②	人権教育の推進	・人権意識の高揚に努めます。 ・人権学習会の企画・運営を行います。・言葉遣いの指導を行います。
③	規律ある学級経営	・帰属、規範意識の高い学級作りに努めます。 ・主体的、意欲的に取り組む授業作りに努めます。 ・コミュニケーション能力を育み互いに学び合える授業作りに努めます。
④	防止活動の推進	・いじめ防止強化月間を実践します。・定期的ないじめ調査アンケートを実践します。 ・定期的な健全な学校生活アンケートを実践します。 ・定期的な教育相談を設定し、実践します。
⑤	保護者への啓発	・学校ホームページの充実に努めます。・学校公開を設定し、実践します。 ・PTA活動・部会の充実に努めます。

(2) 早期発見に関すること

①	生徒の変化の把握	・生徒の観察に努めます。・保護者・生徒からの相談・訴えに真摯に対応します。 ・各種調査を実施します。・保護者懇談の充実に努めます。
②	いじめ実態の把握	・定期的にアンケートを実施します。・保護者懇談、教育相談の充実に努めます。 ・関係機関との連携に努めます。・養護教諭からの情報交換を有効に活用します。
③	相談体制の整備	・心の相談室の整備に努めます。・養護教諭との連携を密にします。 ・スクールカウンセラーとの連携を密にします。・関係機関との連携を密にします。

(3) 初期対応に関すること

①	いじめを受けた生徒	・再発防止に努め、安心して登校できる環境を整えます。 ・保護者への情報提供・連携を図ります。 ・SC・心の相談室への相談を検討します。 ・関係機関への相談を検討します。
②	いじめを行った生徒	・いじめの事実確認を行います。 ・関係職員で指導し、再発防止に努めます。 ・指導後の支援について対応します。 ・保護者へ連絡し、その後の対応方法について助言していきます。 ・関係機関への相談を検討します。
③	学級・部活動生徒	・学年全体で検討し、学級・学年への指導について検討します。 ・顧問・関係職員で検討し、部活動への指導について検討します。
④	関係機関等との連携	・SNS等への不適切な書き込みに関しては被害の拡散を防ぐため、削除措置を行い、関係機関等への協力を求めます。 ・犯罪行為がある場合は、警察との連携を図り、適切な処置を行います。

4 関係機関との連携

(1) 地域・家庭との連携の推進

- ・ 大沢中学校PTAとの連携を積極的に行い、いじめに対する理解を深める取組を推進します。
- ・ いじめ防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信します。

(2) 関係機関との連携の推進

- ・ 警察、児童相談所、医療機関等の関係機関と適切に連携を図るよう努めます。

5 年間計画・学校行事

	学校行事・学年行事	いじめ防止・未然防止取組
4月	○入学式・始業式 ○全校朝会・生徒会朝会 ○授業参観・PTA総会 ○身体・視聴力検査	○生徒指導部会・学年主任会議 ○生徒指導集会 (週1回実施)
5月	○地区春季大会 ○全校朝会・学年朝会 ○生徒会総会 ○3年修学旅行・他遠足 ○家庭訪問	○健全な学校生活アンケート ○薬物乱用防止教室 (月1回程度) ○防犯教室 ○生活向上委員会挨拶運動 ○服装検査(学期2回)
6月	○栃木県春季大会 ○全校朝会・学年朝会 ○前中期中間試験	○Hyper-QU 検査① ○挨拶ボランティア活動
7月	○校内意見発表会 ○全校朝会・学年朝会 ○地区総合大会 ○部活動壮行会 ○1学期終業式	○いじめ防止調査アンケート① ○いじめ防止対策委員会実施① ○職員・PTA巡回計画 ○全学年教育相談
8月	○夏休み ○一日体験学習 ○2学期始業式	○職員・PTA定期巡回 ○Hyper-QU 結果報告①
9月	○運動会 ○1年水泳教室 ○全学年教育相談	○全学年教育相談 ○情報モラル教室 ○風紀委員挨拶運動
10月	○栃木県新人大会 ○全校朝会・生徒会朝会 ○地区駅伝大会 ○文化祭	○挨拶ボランティア活動 ○職員「生徒指導」研修 ○Hyper-QU 検査②
11月	○いじめ防止強化月間 ○2学年マイチャレンジ ○3年三者懇談 ○日光見学・探求	○いじめ標語募集・決定 ○いじめバネルディスカッション(各学年) ○いじめ防止リーフレット作成・配布
12月	○2学期終業式 ○全校人権学習会 ○冬休み	○全校人権学習会 ○服装検査 ○いじめ防止調査アンケート② ○いじめ防止対策委員会実施②
1月	○3学期始業式 ○3年三者懇談 ○1・2年教育相談	○Hyper-QU 結果報告②
2月	○2年立志の集い ○後期期末試験	○挨拶運動ボランティア活動 ○いじめ防止対策委員会実施③
3月	○卒業式・修了式 ○県立入試・発表 ○春休み	○1年間のまとめと反省 ○来年度への課題